令和６年度

会津若松市キャリア・リターン制度選考案内

この制度は、結婚、出産、育児、介護、看護、学業又は転職を理由に退職した者を職員として選考により採用する制度です。

１　申込受付期間：令和６年９月２日（月）
～　令和７年３月３１日（月）

※　令和７年４月１日に再採用を希望する者は、12月末までに申し込むこと。

※　申込書に再採用希望日を入力いただきますが、必ずしも希望日に採用されるとは限りません。

２　募集職種及び職務内容

受験可能な職種は、かつて正規職員として勤めていた職種となります。

募集職種	職務内容
事務職（行政）	市長部局（本庁、出先機関）、各行政委員会等で一般事務に従事します。
保育士	保育所等で保育業務に従事します。

３　対象者

次の⑴及び⑵のすべての要件を満たす者

⑴　結婚、出産、育児、介護、看護、学業又は転職等を理由に会津若松市職員を退職した者で、次のいずれにも該当する者

ア 退職の前に職員として在職した期間（※）が３年以上である者

イ 再採用予定日が退職の日の翌日から起算して10年を経過した日までの期間である者

ウ 再採用時の年齢が、会津若松市職員の定年等に関する条例に規定する職員の定年未満である者

※　次に掲げる期間で、その期間が１月以上であるものは、在職期間から除外する。

- 地方公務員法（以下、「法」という。）第28条第２項の規定による休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）による心身の故障に起因する休職を除く。）の期間
- 法第29条第１項の規定による停職の期間
- 法第55条の２第１項ただし書の規定による専従休職の期間
- 地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項の規定による育児休業の期間

⑵　次のいずれにも該当しない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 上記を原因として、職員としての職を失った者

オ 会津若松市において、分限及び懲戒により免職処分を受けた者

カ 会津若松市職員の退職手当に関する条例及び会津若松市職員の退職勧奨事務取扱要綱に規定する勧奨を受けて退職した者

4　選考の方法及び内容等

（全職種共通）

選考種目	内容
経歴審査及び面談	かつて本市職員として在職していた際の勤務成績の審査及び面談の実施
論文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験
個別面接試験	公務員としての資質等、職員として求める人物を評価する試験

※　経歴審査、面談、論文試験のいずれかで基準点に満たない種目があった場合は失格となり、個別面接試験を受験することは出来ません。

5　試験期日、合格者発表及び試験会場

⑴　選考日時及び合格者発表

募集職種	期日・時間	試験会場	合格者発表
事務職（行政）	随時実施	会津若松市追手町２－４１ 会津若松市役所追手町第二庁舎	選考実施後、２週間程度を目安に、受験者に合否を通知します。
保育士			

※　選考日時は、再採用希望者と日程調整の上、指定します。
※　遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験は認めません。
※　試験会場の駐車場には限りがあります。
※　試験会場は、敷地内禁煙です。

6　受験申込方法

※　メールにより受験票を受領後、内容を確認・印刷の上、最近３ヶ月以内に撮影した本人の写真１枚（上半身、脱帽、正面向、縦４ｃｍ、横３ｃｍ）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。**受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。**

⑴　以下の申込ページからインターネットにより申込を行ってください。

かんたん申請・申込システム：
https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072028.task?app=202400229

市ホームページから、選考申込書及び受験票の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、かんたん申請・申込システムにより、提出・申込を行ってください。
申込者と日程調整を行い、選考実施日を決定した上で、受験票を入力いただいたメールアドレスに送信します。

※　**受験票がメールで届かない場合は、必ず会津若松市役所人事課にご連絡ください。**

⑵　インターネットによる申込が出来ない場合は、会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

⑶　令和６年12月末でかんたん申請・申込システムの運用が停止されることから、令

和７年１月以降の申込方法については、後日市ホームページで周知します。

７　合格者の採用

この選考による採用は、選考の結果作成される採用候補者名簿に基づいて登録順に行われます。

この名簿に登載された者は、以下のいずれかの場合において、再採用が決定されます。

⑴　欠員が発生した場合又は欠員の発生が見込まれる場合

⑵　市長が職員を緊急に採用する必要があると認める場合

原則として、令和７年４月１日以降順次再採用になりますが、本人の意向を確認の上、令和６年度中に採用する場合があります。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、採用候補者名簿に登載されても、上記のいずれかの条件が満たされなければ、採用されないこともあります。採用候補者名簿の有効期間は、名簿が作成された日から１年間です。

※　保育士の採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号）に基づき、本選考試験の合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合には、採用しない場合があります。

８　待遇

⑴　給料

この選考により採用された際の初任給は、かつて本市職員であった際の退職時の等級及び号給を基準とし、本市退職後からこの選考による採用までの経歴等を考慮して決定します。ただし、以前の退職時に管理監督職（４級副主幹以上）であった者のこの選考による採用時の職位は４級主任主査級となります。

⑵　諸手当

期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当　等

⑶　勤務時間・休暇等

勤務時間	午前８時３０分～午後５時１５分	勤務時間及び休日は、配置先により異なる場合があります。
休　　日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始	
休　　暇	年次有給休暇　２０日／年　付与、特別休暇、介護休暇　等	
福利厚生	共済保険、厚生年金	

９　その他

本制度に関して、不明点・疑問点等ございましたら、会津若松市役所総務部人事課（jinji@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp）までお問い合わせください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ
（追手町第二庁舎東側２階）

〒965-0873 会津若松市追手町　２番41号

℡ 0242（ 39 ）1213　内線 2247
https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/